

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件

原告 [redacted] 外2名

被告 [redacted] 外2名

被告恵庭市準備書面(6)

令和7年2月7日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係 御中

被告恵庭市訴訟代理人 弁護士 宮永尊文



被告恵庭市は、原告ら令和6年11月8日付け準備書面(4)に対し、次のとおり認否・反論する。

第1 同第1「本書の目的」について

認否の限りにあらず。

第2 同第2「被告恵庭市が認識し、または自ら主体として関与していた事実」について

被告恵庭市準備書面(3)1頁第2の記載のとおり一部は認め、その余は否認する。

第3 同第3「被告恵庭市におけるe-ふらっとの位置づけ」について

1 同1について

被告恵庭市準備書面(3)11頁第3の記載のとおり一部は認め、その余は否認する。

2 同2について

同2の列举権限が被告恵庭市の専権事項であることは特に争わない。

第4 同第4「被告恵庭市が国家賠償法1条1項に基づく責任を負うこと」について

1 同1「国家賠償法1条1項」について

国家賠償法1条1項の存在、被告恵庭市が「公共団体」である事実及び被告恵庭市の職員が「公権力の行使に当たる職員」である事実は認め、その余は否認する。

2 同2「被告恵庭市の行為」について

(1) 同(1)「被告恵庭市が安全確認・事実確認及び対応協議をしなかったこと」について

ア 同ア「被告恵庭市の不作為」について

否認する。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第77条1項3号によれば「障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言」等を行うとされており、また同法施行令65条の10に規定する訪問による状況の把握、助言や相談等必要な支援を行うことされている。

被告恵庭市は、育恵会の訴外■■■■氏から「■■■■牧場を訪問した獣医から、■■■■牧場で住み込みで働いている障がい者が、親方から酪農を止めるのでこれからは仕事もないので勝手にしろと言われて困っている相談を受けた。障がい者が困っているようなので市で確認して欲しい。」との連絡を受け、実際に■■■■牧場に赴き、直ちに出て行かなければならない状況ではないこと及び虐待の事実はないと判断したものの、いずれ原告らが■■■■牧場

から出て行かなくてはならない時のために、原告らがグループホーム等に
住むという障害者福祉サービスを受けられるよう療育手帳の取得に動き、
原告らは実際にグループホームに住むことができた。

5 以上のとおり、被告恵庭市は虐待の事実は認識しておらず、むしろ原告
らのために行動していた。

イ 同イ「被告恵庭市の作為」について

(ア) 同(ア)について

全て否認する。

(イ) 同(イ)について

10 否認ないし争う。

何度も主張するが、被告恵庭市は原告らのために上記のとおり療育手
帳の取得を目指していたが、e-ふらっとが虐待と主張し協力を拒否した
ので、それならば（療育手帳の取得）は「被告恵庭市単独で扱っていく」
旨述べたものである。

15 なお、e-ふらっとは虐待と主張しているようであるが、e-ふらっと
は被告恵庭市職員の帯同時以外には何ら自主的に虐待の調査や原告らの
相談に乗るなどの行為は全く行っていない。

(2) 同(2)「被告恵庭市が、立入り調査や成年後見申立等の権限行使を行わな
ったこと」について

20 ア 同アについて

争う。

被告恵庭市は、虐待可能性を認識していなかった。

イ 同イについて

否認ないし争う。

25 被告恵庭市は、虐待可能性を認識していないし、原告らにはいわゆる里
親である■■■■氏らが面倒を見ていた。

3 同3「障害者虐待に関する市町村の義務及び権限に関する法令上の規定」について

法の存在、厚労省マニュアルの存在・記載内容、恵庭市マニュアルの存在・記載内容については認める。

5 4 同4「被告恵庭市の行為の違法性の判断枠組み（安全確認・事実確認及び対応協議をしなかったことについて）」

(1) 同(1)「裁量権の存在」について

特に争わない。

(2) 同(2)「裁量の広狭」について

10 不知。

裁量の広狭について指摘する証拠を提出いただきたい。

(3) 同(3)について

ア 同アについて

障害者虐待防止法の規定については認め、その余は争わない。

15 イ 同イについて

第1段落は認める。

第2段落は争う。主張の根拠を示されたい。

ウ 同ウについて

第1段落は認める。

20 第2段落は争う。

原告らは、「虐待を否定する方向での認定を行う裁量の幅は極めて限定的なものと解釈すべき」と主張するところ、それは虐待可能性が存在し、調査やコアメンバー会議での議論を経て、虐待を否定するとの意味と思慮するが、本件の場合、虐待可能性を認識していない。

25 また、虐待を否定する方向での認定を行う裁量の幅を極めて限定的なものとする、虐待を肯定するだけの根拠がなく、仮に事後に虐待が発覚し

た場合、公共団体の結果責任を問うものに外ならず、不当な主張である。

(4) 同(4)について

柱書に記載されている「効果裁量」とは何か釈明を求める。

ア 同アについて

第1段落は認める。

第2段落のうち市町村が行うべき規定の仕方がされているとの主張は争わず、その余については争う。

障害者虐待防止法9条1項は、通報または障害者からの届出が受けたときの指針であり、原告らが主張するように「当然に行うこと」を義務づけた規定ではない。

イ 同イについて

争う。

同条項は、虐待の通報または障害者からの届出があった場合の規定であり、本件の場合、原告らの居場所がなくなるかもしれないという情報提供に過ぎず、そもそも行政裁量の広狭を議論する場面ではない。

ウ 同ウについて

争う。

前記のとおり同条項は、虐待の通報または障害者からの届出があった場合の規定であり、本件の場合同条項の行政裁量の広狭を議論する場面ではない。

(5) 同(5)について

ア 同アについて

判例の存在については争わない。

イ 同イについて

判例の存在については争わない。

ウ 同ウ「手続きの適正さ」について

(ア) 同(ア)について

争う。

原告らの主張の根拠を示されたい。

(イ) 同(イ)について

判例の存在については争わない。

エ 同エ「法の趣旨・目的を逸脱した場合」について

判例の存在については争わない。

(6) 同(6)について

争う。

5 同 5 「被告恵庭市の不作為の違法性」について

(1) 同(1)「はじめに」について

争う。

被告恵庭市は平成29年2月8日までに、虐待疑いがあることを認識していない。

(2) 同(2)「事実の基礎の欠如(その1)」について

ア 同アについて

争う。

(ア) 同(ア)について

第1段落は争わない。

第2段落は争う。

原告らは、通報者が「通報」という連絡を告げた場合を前提としているが、連絡が虐待情報であるとするなら同法にいう「通報」に該当することは当たり前である。

第3段落は争わない。

(イ) 同(イ)について

争う。

酪農をやめるので仕事がなくなることを伝えられることが、「人格を貶め」または「団らんからの排除」に該当するのかが不明であり、原告らの主張は、事実とその評価に飛躍がある。

また、[] 副会長は、獣医から仕事がなくなるということを聞いたので被告恵庭市に連絡をしたに過ぎなく、原告らが虐待を受けていることを聞いて連絡をしてきたものではない。

(ウ) 同(ウ)について

乙C2・21頁の記載の限りで認め、その余は否認ないし争う。

[] 副会長の話はあくまで「噂話」としての前提であり、原告[]が常に凍傷になっていて、[] 副会長が話をした平成28年7月8日の段階で凍傷が継続しているとか、凍傷の後遺症が存在しているという類の話ではない。

かかる事実をもって、厚生省マニュアルの「放棄・放置」に該当するとする主張はあまりに論理の飛躍がある。

実際、原告[]は疾患を抱えているが、被告[]らは病院に定期的に連れて行っており、被告[]は原告[]のために毎日朝夕の薬の用意をして服薬させていた（甲17・17頁）。

かかる事実、被告[]らが「放棄・放置」などしてはいないという証左である。

したがって、[] 副会長の話を虐待通報に該当するという原告らの主張は針小棒大と言わざるを得ない。

(エ) 同(エ)について

否認ないし争う。

本件のどこに台所や洗濯機を使わせないという事実があるのか。

そもそも、プレハブ小屋での生活自体が厚生省マニュアル等において虐待であるとか虐待可能性を示唆するなど記載されていない。

また、[REDACTED]牧場では3人もの障がい者を受け入れていたが、母屋での生活となると一つの部屋で寝泊まりになる可能性があった。

原告[REDACTED]が「共同は嫌」と話しているように(甲17・19頁)、被告[REDACTED]らは原告らのプライバシーや自由を尊重していた可能性すらある。

5 (オ) 同(オ)について

争う。

イ 同イについて

(ア) 同(ア)について

第1段落の乙C19の記載は認める。

10 但し、乙C19の記載は、あくまで訪問した被告恵庭市の職員の漠然とした印象でしかなく、例えば原告[REDACTED]は訪問時には「きれいなセーターとジーンズ姿」、原告[REDACTED]は、「トレーナーと汚れたダウンベスト」、原告[REDACTED]は「シャツとスウェット姿」(甲17・18頁)と汚れた服は原告の[REDACTED]のダウンベストでしかなかった。

15 第2段落の乙C19の記載は認める。

第3段落の乙C19の記載は認める。

第4段落は否認する。

被告恵庭市は、虐待を疑わせる事実を現実的に認識していない。

被告恵庭市では、原告らに限らず常に虐待可能性をも視野に入れて行動しているが、原告ら主張の①から③は虐待を疑わせる事実とも断定し
20 ていない。

なお、②の「(住居の)内がきれいと言える状況にはない」事実については、被告[REDACTED]から「小屋に入って掃除をしようとする」と怒るんだ」と言われ、本人達の自由にさせていたという事情もある。

25 (イ) 同(イ)について

被告恵庭市が、平成28年7月8日、[REDACTED]副会長から話を聞いた限り

で認め、その余は争う。

原告らは、[]会長の「噂話」という部分を意図的に削って主張している。

また、[]副会長の話だけで使用者虐待を疑わせる事実を聞いたとの主張は、針小棒大な主張である。

(ウ) 同(ウ)について

a 同 a について

甲 20、甲 17 の記載の限りで認めその余は争う。

原告[]に対しては前記のとおり、疾患発症後から病院に連れて行き、毎日朝夕の薬のセッティングも被告[]が行っていた。

また、身体障害者手帳 1 級の手帳交付を受けたことで、プレハブ小屋に居住して農作業に従事することが極めて困難な状況であることを認識していたという原告らの主張も事実と相違する。

原告[]は、「まじめで決められた仕事には黙々と取り組んでいた」

(甲 20・4 頁「職歴」)

b 同 b について

甲 22、甲 17、乙 C5 の記載は認める。

但し、原告[]が味噌等につけて食べていた廃棄する野菜と言ってもおそらく出荷(売り物としては規格外)できないものであり、また、野草もつけて食べていたというが、[]牧場では食事はきちんと与えられており、自ら野菜や野草を食べていたことが何故、虐待に繋がるのか全くもって不明である。

c 同 c について

甲 21、甲 22、乙 C6、甲 17 に記載がある限りで認める。

(エ) 同(エ)について

a 同 a 「賃金について」

甲20、甲17、乙C5に記載がある限りで認める。

b 同b「障害年金の管理状況について」

乙C6、甲17、乙C5に記載がある限りで認める。

(d) 同(d)について

否認ないし争う。

前記のとおり①「やや薄汚れた服を着ていた」のは、訪問職員の主観であり、原告ら全員が薄汚れた服を着ていたわけでない。

また、仮に薄汚れていたとしても屋外の農業に関与している者として何らの矛盾は生じない。

②「(住居の)内がきれいと言える状況ではない」ことについても、前記のとおり、被告は部屋を掃除しようとしていたが、原告らは自分の持ち物に触られるのが嫌なのか、怒ってしまい、被告は掃除は原告らの自主性に任せていた。

③「牧場の経営が思わしくないという要因」については、被告恵庭市は原告らが牧場にいられなくなることを危惧していたが、訪問の結果、保護の緊急性はないことを確認した。

さらに、その他の事情についても前記のとおり虐待を疑わせる事実は確認できなかった。

したがって、原告らが主張する「虐待を疑わせる事実も把握していない。」とするのは、重要な事実の基礎を欠く認定であるとするのは誤りである。

ウ 同ウ「まとめ」について

争う。

(3) 同(3)「事実の基礎の欠如(その2)」について

ア 同アについて

(ア) 同(ア)について

乙 C19 の記載については認める。

(イ) 同(イ)について

争う。

被告恵庭市は、事実認定を誤っておらず、事実に対する評価も合理性
5 を欠くものではない。

イ 同イ「被告恵庭市が認識していた事実」について

各証拠に記載のある限りで認める。

ウ 同ウ「事実に対する合理的な評価」について

(ア) 同(ア)について

10 重度の身体障害を有している者に対し、慎重な配慮が必要であることは争わない。

(イ) 同(イ)について

争う。

BMI は、肥満度を表す体格指数であり、BMI 値が低いことと栄養失調は
15 イコールではない。

また、原告らは原告■■■■のみの BMI をとりあげ主張しているが、その他の原告らは BMI 値が特段低いわけでもない。

さらに、前記のとおり被告■■■■は廃棄野菜を味噌等につけて食べたりしていたが、これも原告■■■■だけが言っているだけである。

20 以上からすれば、原告らには十分な食事が与えられていたが、被告■■■■の BMI 値が低いのは単なる痩せ型であり、また、廃棄野菜や野草等を食していたのも原告■■■■の嗜好によるものであることは明らかである。

なお、原告らは原告■■■■の栄養失調が見られる状態であることを、恵庭市マニュアル（乙 C2・14 頁）のチェック項目を引用して主張して
25 いるが、同チェック項目は養護者虐待のチェック項目である。

原告らは、使用者虐待と養護者虐待を意識せず主張しているところ、

使用者虐待の主張なのか養護者虐待の主張なのか明らかにされたい。

(ウ) 同(ウ)について

争う。

原告らは、何か欲しいものがあるときお小遣いをもらっており、また、
もらった小遣いで買物を自ら行うことができたし、近隣の温泉施設にも
行っていた。

(エ) 同(エ)について

争う。

原告らの主張は、単に言い切りに過ぎず、被告恵庭市は厚労省マニ
アルのチェック項目について認識していない。

(オ) 同(オ)について

争う。

厚労省マニュアルのチェック項目同様、恵庭市マニュアルにおいても
①及び②のチェック項目該当性はない。

(カ) 同(カ)について

恵庭市マニュアル（乙 C2） 14 頁の記載については認め、その余は
争う。

(キ) 同(キ)について

厚労省マニュアル及び恵庭市マニュアルの記載については認め、その
余は争う。

何度も主張するが本件において虐待通報はないし虐待された者からの
訴えもなかった。また、職員訪問時も虐待可能性を認識しうる事情は存
在しなかった。

したがって、原告らの虐待事案として対応すべきとの主張は誤りであ
る。

エ 同エ「まとめ」について

争う。

(4) 同(4)「判断過程の合理性の欠如」について

ア 同アについて

甲 2 4、乙 C2 に記載がある限りで認め、その余は争う。

5 そもそも、被告恵庭市は虐待案件として受理しておらず、虐待判断の過程まで至っていない。

イ 同イ「③ b 考慮すべきでない事由を考慮したこと」について

(7) 同(7)「障害者本人の自覚を問題としたこと」について

10 乙 C19 の記載、厚労省マニュアル、恵庭市マニュアルの記載がある限りで認め、d の主張については争う。

 上記マニュアルは、障がい者虐待の事実がある前提で本人の自覚は問わないと意味であると解される。

 原告らは、障がい者本人の訴えがなかったことをもって、虐待事案の対応として、考慮すべきでない事由を考慮したものであり不適切と主張する。

15 しかし、前記のとおり被告恵庭市は虐待案件として受理しておらず、虐待の事実がある前提で本人の自覚は問うべきでないという状況とは異なる。

 したがって、原告らの不適切との主張は誤っている。

(4) 同(4)「育恵会に過度に配慮したこと」について

20 第 1 段落は否認ないし争う。

 そもそも、e-ふらっとはあたかも虐待案件のような記載をしているが、何も動かなかった e-ふらっとの記録は信用性に欠ける。

 第 2 段落は乙 C5 の記載の限りで認めその余は否認ないし争う。

25 狩野主査の話は、虐待案件ではないにもかかわらず、いたずらに虐待案件として訴える e-ふらっとに対する牽制的な発言に過ぎない。

 第 3 段落は争う。

ウ 同ウ「まとめ」について
争う。

(5) 同(5)「手続の適正さの欠如」について

ア 同ア「はじめに」について

5 (ア) 同(ア)について

一般論としては争わないが、被告恵庭市に裁量権の逸脱・濫用が認められるとの主張であれば争う。

(イ) 同(イ)について

特に争わない。

10 イ 同イ「医療職の立会がなされていないこと」について

甲24、乙C2、乙C21の記載、訪問の際に医師の立会がなかったことは認め、その余は争う。

15 副会長は、噂の前提で凍傷という話をしており、しかもその時期は、平成28年7月8日という真夏であり、医療の必要性が疑われる場合ではない。

本件においては、障害者が虐待により怪我をしたとか、衰弱している、病気を放置されているという医療の必要性が疑われる場合と根本的に場面を異にする。

20 ウ 同ウ「障害者及び養護者への十分な説明がなされていないこと」について

厚労省マニュアル（甲24）、恵庭市マニュアル（乙C2）の記載に有る限りで認め、その余は否認ないし争う。

25 被告恵庭市職員の訪問は将来のグループホーム等への転居を見越しての療育手帳の取得をさせる目的の訪問であり、いわば障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条1項3号の要請によるものである。

エ 同エ「虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応するということをしていないこと」について

甲24、乙C2の記載は認め、その余は争う。

何度も主張するが、被告恵庭市は虐待案件の処理手続を行っていたのではない。

オ 同オ「まとめ」について
争う。

(6) 同(6)「法の趣旨・目的の潜脱」について

ア 同アについて
争う。

イ 同イについて

(7) 同(7)について

池田副委員長及び佐々木課長の発言は認める。

(1) 同(1)について

原告が主張する上山主査の発言があった事実は認める。

しかし、上山主査の「客観的な状況だけでは虐待は疑われるのではないかと思う。」という発言は、高橋委員の「なぜeふらっとは虐待だと盛り上がっていたのか。」という質問に対する回答である。すなわち、上山主査は、eふらっとが客観的な状況で虐待を疑っていたであろうとする回答をした過ぎない。

また、上山主査は「虐待として扱うことが認められていなかった。」と発言しているが、続けて「虐待の疑いやお金のことは何も明らかにならなかった。…なかった証拠もないがあった証拠もない。」と発言している。

すなわち、上山主査は「虐待として扱うことが認められていなかった。」という発言は虐待通報もないなか虐待疑いの証拠もないので、虐待案件

として処理していなかったという趣旨の発言をしたにすぎない。

(ウ) 同(ウ)について

争う。

前記のとおり、原告らは佐々木課長や上山主査の発言を自己に都合の
5 良いように切り取り原告ら独自の結論を述べているに過ぎず、原告らの結
論過程及びその主張には誤りがある。

ウ 同ウについて

広中委員長の発言は認め、その余は否認ないし争う。

広中委員長の発言は、マニュアル通りの発言をしたに過ぎない。

10 エ 同エについて

(ア) 同(ア)について

甲 17・10 頁の記載のある限りで認め、その内容については否認す
る。

同記載は、e-ふらっとが記載したもので前記のとおりそもそも信用性
15 がない。

■氏が元市議会議員（元議長）であったことは、障がい福祉課の職
員ならみな知っていることに加え、元市議だから付度しなければならな
いといった事情は皆無である。

(イ) 同(イ)について

20 甲 17 に記載がある限りで認める。

しかし、狩野主査の発言は、療育手帳の取得を目指しているのにそれ
に協力しない e-ふらっとに対し、それならば療育手帳の取得は市単
独で行って行くという趣旨の発言である。

オ 同オについて

25 争う。

そもそも原告らの言う「このような意図や動機」が不明である。

また、佐藤主査は、平成28年7月8日、e-ふらっとに対し、原告らの住むところなくなるかもしれないと考え、グループホームの空き情報を教えて欲しいと依頼したのみである。

この段階では原告らに対する支援は被告恵庭市主導で行おうとしていたものであり、e-ふらっとに対し情報提供を求めただけである。

したがって、同日の段階で e-ふらっとに対し、 氏が元市議会議員である情報を伝える必要性はなかった。

カ 同カについて

争う。

(7) 同(7)「小括」について

争う。

6 同6「被告恵庭市の作為の違法性」について

(1) 同(1)「はじめに」について

ア 同アについて

争う。

イ 同イについて

否認ないし争う。

ウ 同ウについて

争う。

(2) 同(2)「事実の基礎の欠如、判断過程の合理性の欠如及び手続きの適正さの欠如」について

争う。

(3) 同(3)「法の趣旨・目的の逸脱」について

ア 同アについて

特に争わない。

イ 同イについて
特に争わない。

ウ 同ウについて
争う。

5 原告らは、「関係する障害者支援事業所が障害者虐待の早期発見に向けて調査を開始しようとする場合に、虐待疑い案件として扱う相応の根拠があるにも関わらず虐待案件として取扱を拒否することまで許されている到底理解することができない。」と主張する。

10 しかし、本件において「関係する障害者支援事業所」とは e-ふらっとのことを指すと思料されるところ、e-ふらっとは調査を開始しようとした事実はない。また、本件においては虐待疑い案件として扱う相応の根拠も存在しない。さらに、実際に e-ふらっとも虐待疑い案件として何らの行動もしていない。

したがって、原告らの主張は本件には当てはまらない。

15 エ 同エ
争う。

原告らは元議長に付度したことが強く推認されると主張するが、それは e-ふらっと及び原告らの邪推に過ぎない。

オ 同オ
20 争う。

(4) 同(4)「小括」について
争う。

7 同7「被告恵庭市の権限不行使の違法性」について

(1) 同(1)「被告恵庭市の行為の違法性の判断枠組み」について

25 ア 同ア柱書について
認否の限りにあらず。

(ア) 同(ア)について

認める。

(イ) 同(イ)について

認める。

5 (ウ) 同(ウ)について

認める。

イ 同イについて

判例の存在については争わない。

実務判例逐条国家賠償法という書籍の存在及びその記載内容について

10 は不知。

ウ 同ウについて

判例時報2398号113頁、実務判例逐条国家賠償法、条解国家賠償
法の存在及びその記載内容については不知。

(2) 同(2)「立入調査に関する権限不行使について」

15 ア 同ア「被侵害利益の性質について」

(ア) 同(ア)について

特に争わない。

(イ) 同(イ)について

特に争うものではない。

20 イ 同イ「当該事案における具体的な状況」について

(ア) 同(ア)について

特に争わない。

(イ) 同(イ)について

さいたま市の障害者虐待リスクアセスメント・チェックシートが存在

25 は争わない。

(ウ) 同(ウ)について

否認ないし争う。

被告恵庭市は、本件を虐待案件として認識しておらず、立入調査を行う程度に「障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれ（下線部分は被告恵庭市追記）」が存在するとする事実も認識していない。

5 ウ 同ウ「被害発生に係る予見可能性」について
争う。

「障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれ」が存在する
事実は把握できていない。

10 また、原告らは、「知的障害者が自力でこれらの危険を回避することは期待
できない以上、被害発生に係る予見可能性も認められる。」と主張する。

しかし、なぜ、障害者が危険を回避することが期待できないことが、予
見可能性を認める根拠になるのか。

原告らの予見可能性の主張は、論理の飛躍が甚だしい。

エ 同エ「権限不行使による被害回避可能性」について

15 (ア) 同(ア)について

否認ないし争う。

そもそも、被告恵庭市は立入調査を行うべき「障害者の生命又は身体
に重大な危険が生じているおそれ」が生じている事実を認識していない。

20 また、法が立入調査という強制的な権限を発動するのは、「重大な危険
が生じているおそれ」がある場合に限定しており、障害者を養護する者
の権利を侵害しないよう配慮しなければならないと解釈しうる。

原告らは、簡単に立入調査を行えばなどという前提で主張を展開して
いるが、立入調査が認められるような事情が判明しないまま立入調査を
行うのは、逆に公共団体の不当な権限行使となってしまう。

25 以上のとおり、原告らの主張は浅薄な主張に他ならない。

(イ) 同(イ)について

争う。

オ 同オ「結果回避義務等」について

(ア) 同(ア)について

争う。

原告らは、立入調査は一時的なものであり、これにより侵害される
牧場関係者の利益はさほど大きなものではないと主張する。

しかし、養護者等の意思を無視して立入そして調査を強制的に行うものであり、養護者等の侵害される利益は大きい。

原告らの主張は、一方のみの利益を重視し、他方の利益を重視しない
ものであり、双方の権利(人権)を考慮しない不当なものに他ならない。

(イ) 同(イ)について

否認ないし争う。

被告恵庭市は元議長との理由で付度したこともないし、虐待案件として扱う相応の根拠があるとの情報または認識も有していなかった。

(ウ) 同(ウ)について

争う。

被告恵庭市は、里親で構成される自主団体である育恵会に手伝いをしたに過ぎず、知的障害者福祉法上職親制度に基づかない「いわば里親」という形で原告らに対する対応を公認していた訳でもなく、後押ししていたものでもない。

(エ) 同(エ)について

争う。

被告恵庭市に違法性は存しない。

また、何故、被告恵庭市に違法性があると結果回避義務が生じるのか
論理構成が不明である。

カ 同カについて

争う。

(3) 同(3)「分離保護に関する権限不行使について」

ア 同ア「被侵害利益の性質について」

特に争わない。

イ 同イ「当該事案における具体的な状況」について

(ア) 同(ア)について

特に争わない。

(イ) 同(イ)について

厚労省マニュアルの記載は認め、その余は否認ないし争う。

原告らは、本件が「養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる」場合にあたると主張する。

しかし、原告らは厚労省マニュアルを引用しつつも何らの当てはめ事実の主張もせず、自らの結論を述べているにすぎない。

したがって、原告らの主張は三段論法を前提とした法的な主張ではなく、単なる意見を述べているものと言わざるを得ない。

ウ 同ウ「被害発生に係る予見可能性」について

否認ないし争う。

原告らは、前記のとおり単に「養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる」と根拠もなく主張しているのみである。

また、原告ら知的障害者が自力で回避することが期待できないと、何故被害発生に係る予見可能性が導かれるのか、その論拠が不明である。

エ 同エ「権限行使による被害回避可能性」について

(ア) 同(ア)について

否認ないし争う。

本件においては「分離保護」を行える事情も情報も存在しない。

(イ) 同(イ)について

争う。

オ 同オ「結果回避義務等」について

(ア) 同(ア)について

争う。

原告らは、 牧場が善意で面倒を見てきたから、分離保護によって侵害される 牧場関係者の利益は全くないと言ってよいと主張するが、人の善意や尊厳を踏みにじる主張を行っているのを理解しているのか、全く理解不能である。

(イ) 同(イ)について

否認ないし争う。

理由はこれまで被告恵庭市が主張してきたとおりである。

(ウ) 同(ウ)について

否認ないし争う。

理由はこれまで被告恵庭市が主張してきたとおりである。

(エ) 同(エ)について

争う。

被告恵庭市には違法性はないが、違法性があれば結果回避義務が発生するという根拠が不明である。

カ 同カ「まとめ」について

争う。

(4) 同(4)「成年後見申立に関する権限不行使について」

ア 同ア「被侵害利益の性質について」

特に争わない。

イ 同イ「当該事案における具体的な状況」について

(ア) 同(ア)について

特に争わない。

(イ) 同(イ)について

さいたま市障害者虐待リスクアセスメント・チェックシートの存在について
5 については認め、その余は争う。

同チェックシートの項目に該当することはほぼ間違いない状況であったとの主張は根拠がない。

ウ 同ウ「被害発生に係る予見可能性」について

(ア) 同(ア)について

10 争う。

(イ) 同(イ)について

争う。

そもそも立入調査に入れるほどの事実も明らかになっていなかった。

エ 同エ「権限行使による被害回避可能性」について

15 争う。

知的障害者福祉法第28条は「その福祉を図るため特に必要があるとき」
に、市町村長に対し、成年後見を申し立てる権限を与えているところ、原告らは里親に養護されており、「福祉を図るため特に必要があるとき」に該当せず、また、被告恵庭市は、その必要性を認める事実も認識していない。

20 オ 同オ「結果回避義務等」について

(ア) 同(ア)について

原告らは、 牧場が善意で面倒を見てきたから、成年後見等によって侵害される 牧場関係者の利益は全くないと言ってよいと主張するが、人の善意や尊厳を踏みにじる主張を行っているのを理解しているのか、全く理解不能である。

25 (イ) 同(イ)について

否認ないし争う。

理由はこれまで反論したとおりである。

(ウ) 同(ウ)について

否認ないし争う。

理由はこれまで被告恵庭市が主張してきたとおりである。

(エ) 同(エ)について

争う。

被告恵庭市には違法性はないが、違法性があれば結果回避義務が発生するという根拠が不明である。

カ 同カ「まとめ」について

争う。

8 同8「被告恵庭市の責任」について

争う。

原告らは、国家賠償法1条1項の故意が優に認められるというが、何らの根拠もない主張である。

また、被告恵庭市は、障害者虐待の事実若しくは虐待可能性を認識しておらず、予見可能性もなければ結果回避可能性もない。

したがって、被告恵庭市には過失もない。

よって、被告恵庭市は国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を負うことはない。

以上